

福岡県公報

平成29年7月11日
第3908号

目次

告示 (第470号 - 第475号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 1
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2

公告

- 平成29年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施 (消防防災指導課) 2
 - 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 4
 - 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) 5
 - 一般競争入札の実施 (情報政策課) 7
- ### 正誤
- 県営土地改良事業の換地計画 (福岡県公報第3883号公告) 中正誤 10

告示

福岡県告示第470号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉 県道	殖木 入地 甘木 線		前	朝倉市入地1591番1先から 朝倉市石成748番1先まで	10.0 ～ 25.0	835.0
			後	朝倉市入地1591番1先から 朝倉市石成748番1先まで	10.0 ～ 25.0	835.0

福岡県告示第471号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年7月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	殖木 入地 甘木 線	朝倉市入地1591番1先から 朝倉市石成748番1先まで

福岡県告示第472号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成29年7月11日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日

新	159	行橋市中央一丁目2番1号 福岡県京築保健福祉環境事 務所内 京築食品衛生協会 会長 浜内裕一	行橋市中央一丁目2番1号 福岡県京築保健福祉環境事 務所内	平成29年 6月20日
旧		行橋市中央一丁目2番1号 福岡県京築保健福祉環境事 務所内 京築食品衛生協会 会長 重松国昭		

福岡県告示第473号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙
条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成29年7月11日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき 人証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
526	福岡市博多区博多駅前三丁目 23番17号 株式会社 ビルマネージメン ト	福岡市城南区鳥飼五丁目2番25 号 福岡市城南区保健福祉センター 内	平成29年 6月30日

福岡県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域
を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧
に供する。

平成29年7月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
--------------	-----------	-----	-----------	--------	--------------	--------------

南筑後	県道	大牟田 川 副 線	前	みやま市高田町江浦1317 番先から みやま市高田町江浦1310 番3先まで	14.6 ～ 16.9	63.1
			後	みやま市高田町江浦1317 番先から みやま市高田町江浦1310 番3先まで	14.6 ～ 30.6	

福岡県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成
29年7月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧
に供する。

平成29年7月11日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大牟田 川 副 線	みやま市高田町江浦1317番先から みやま市高田町江浦1310番3先まで

公 告**公告**

平成29年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のように実施する。

平成29年7月11日

福岡県知事 小川 洋

1 実施する講習

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による消防設備士に対する工事
整備対象設備等の工事又は整備に関する講習（以下「講習」という。）

2 受講対象者

(1) 消防設備士免状の交付を受けた日以降における最初の4月1日から2年以内の者

(2) 消防設備士講習を受講した日以降における最初の4月1日から5年以内の者（諸事情により、受講していない者も対象となる。）

3 講習科目等

(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項

- ア 工事整備対象設備等に関する規制の概要
- イ おおむね過去5年間における工事整備対象設備等の技術上の基準の改正要点
- ウ おおむね過去5年間における建築基準法令、危険物関係法令等防火に関する関係法令の改正要点
- エ 消防設備士の責務
- オ 特異な火災事故例及びその問題点
- カ その他防火に関する事項

(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

- ア 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する技術基準の要点
- イ 工事整備対象設備等の試験基準及び点検要領
- ウ 工事整備対象設備等の奏功例並びに事故例及びその問題点
- エ 工事整備対象設備等の維持管理に関する要点

(3) その他

講習終了後効果測定を行うものとする。

4 講習の区分及び対象

(1) 講習は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる者を対象として実施するものとする。

講習区分	講習対象者（消防設備士の種類）
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第7類の乙種消防設備士
避難設備・消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 第6類の乙種消防設備士
特殊消防用設備等	特類の甲種消防設備士

5 講習期日及び場所

講習期日	講習区分	場 所	
		講習会場	所在地
平成29年9月6日 (水曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	北九州市 公立大学法人北九州市立大学	北九州市小倉南区 北方4-2-1
平成29年9月7日 (木曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
平成29年9月8日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成29年9月11日 (月曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成29年9月12日 (火曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成29年9月13日 (水曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成29年9月20日 (水曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	福岡市 福岡市民防災センター	福岡市早良区百道 浜1-3-3
平成29年9月21日 (木曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
平成29年10月13日 (金曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	同 上	同 上
平成29年9月25日 (月曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成29年9月28日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成29年9月29日 (金曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成29年10月26日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成29年10月4日 (水曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成29年10月12日 (木曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成29年10月27日 (金曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成29年10月12日 (木曜日)	特殊消防用設備等 甲特類	同 上	同 上

平成29年11月14日 (火曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	宮若市 直方・鞍手広域市町村圏 事務組合消防本部	宮若市宮田16-1
平成29年11月15日 (水曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成29年11月16日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上
平成29年11月28日 (火曜日)	消火設備 甲乙1、2、3類	久留米市 久留米ビジネスプラザ	久留米市宮ノ陣4 -29-11
平成29年11月29日 (水曜日)	避難設備・消火器 甲乙5類、乙6類	同 上	同 上
平成29年11月30日 (木曜日)	警報設備 甲乙4類、乙7類	同 上	同 上

講習時間は、午前9時15分から午後5時00分までとする。

6 受講手続

(1) 受講申請書の交付

受講申請書は、福岡市中央区舞鶴三丁目1番10号セレス赤坂門ビル5階 一般財団法人福岡県消防設備安全協会又は最寄りの消防本部（署）で平成29年7月14日（金）から交付する。

(2) 受講料

受講料7千円は、福岡県領収証紙により納付すること。

(3) 受付の期間及び場所

持参による場合は平成29年7月18日（火）から平成29年8月18日（金）までの間、郵送による場合は平成29年8月18日（金）までの消印のあるものに限り、一般財団法人福岡県消防設備安全協会において受け付ける。

7 受講修了の検印

受講修了者に対して、消防法第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を修了した証として、消防設備士免状に福岡県知事の検印を押印する。

8 その他

(1) 受講者は、受講日に受講票及び消防設備士免状を持参すること。

(2) 受講手続の問合せは、一般財団法人福岡県消防設備安全協会（電話092-722-1265

）に対して行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年7月11日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成29年6月26日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 仮称 スパイシーモール新飯塚

(2) 所在地 飯塚市立岩字黒ノ本964番32、字帯田1049番11

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住 所
奥田金属株式会社	代表取締役 原田 昌直	北九州市門司区松原二丁目3番25号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住 所
株式会社フードウェイ	代表取締役 後藤 圭介	福岡市西区小戸三丁目24番53号
他未定		

4 大規模小売店舗を新設する日

平成30年2月27日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,011.62平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
敷地東側	120
合計	120

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
サブモール棟南側	16
センターモール棟南側	7
ガーデンプレイス棟東側	4
ガーデンプレイス棟北西側	7
合計	34

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
センターモール棟南側	90
センターモール棟西側	90
サブモール棟南側	12.5
ガーデンプレイス棟東側	12.5
合計	205

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
センターモール棟内南東側	18.36
ガーデンプレイス棟内南東側	0.96
合計	19.32

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社フードウェイ	午前7時00分	午前0時00分
他未定		

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前6時30分～午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	店舗敷地北東側、店舗敷地南東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分～午後11時00分

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成29年7月11日

福岡県知事 小川 洋

- 調達をする物品等又は特定役務の種類
福岡県共用パソコンオフィスソフト賃貸借
- 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）

チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成29年7月26日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様を満たすことを証明するための仕様申立書を期限までに提出した者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

- (1) の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年7月11日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

福岡県共用パソコンオフィスソフト賃貸借

(2) 賃貸借物品及び数量

福岡県共用パソコンオフィスソフト 一式（ライセンス6,876本）

(3) 契約内容及び仕様等

入札説明書による。

(4) 納入期限

平成29年9月8日（金）

(5) 賃貸借期間

平成29年9月11日から平成36年9月10日まで

(6) 納入場所

入札説明書による

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加者資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者（平成27年10月1日から平成29年9月30日までに競争入札参加資格者名簿（物品）（以下「入札参加資格者名簿」という。）に記載された者。）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成29年8月22日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
 (2) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされていること。

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具事務機器（文具）	AA
01	02	文具事務機器（事務機器）	AA
05	01	機械器具（電気器具）	AA
05	02	機械器具（電気通信機器）	AA
13	08	サービス業種その他（リース・レンタル）	AA

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者であること。

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課情報基盤係（県庁行政棟6階）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3194 (ダイヤルイン)

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

公告の日から平成29年8月4日(金)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで(正午から午後1時00分までを除く。)

(2) 交付場所

5の部局とする。

9 入札説明会

入札説明会は実施しない。

10 入札参加申請書の提出場所、提出期限及び提出方法

入札に参加しようとするものは、以下の方法により、競争入札参加申請書を提出しなければならない。

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成29年8月14日(月)午後5時00分

(3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。

なお、入札参加申請書の様式及び記入方法については、入札説明書を参照のこと。

(4) その他

入札参加申請書と併せ、調達仕様を満たすことを証明するため、仕様申立書を提出すること。仕様申立書の様式及び記入方法については、入札説明書を参照のこと。

11 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成29年8月21日(月)午後5時00分

(3) 提出方法

持参(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。

なお、入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「8月22日開封<福岡県共用パソコンオフィスソフト賃貸借の入札書在中>」と朱書きしなければならない。郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「8月22日開封<福岡県共用パソコンオフィスソフト賃貸借の入札書在中>」と朱書きしなければならない。

(4) 注意事項

入札書の様式、記入方法及び注意事項等については、入札説明書を参照のこと。

12 開札の日時、場所及び方法

(1) 日時

平成29年8月22日(火)午前11時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟9階北棟西側 情報政策課ミーティングルーム

(3) 方法

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4) 落札者がいない場合の措置

開札の結果、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、

別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあって、その全ての同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（入札書に記載する入札金額に100分の8に相当する額を加算した額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提示すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が上記13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加者資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。

(2) この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

17 Summary

(1) Articles and Quantity

Office software licenses : 6876

- The details are described in the manual of this tender.

(2) Period of Lease

It is 84 months from a Lease start date which a period is reckoned

(3) Delivery Location

Please find attached information for public tender

(4) Time Limit of Tender

5:00 P.M. 14 August, 2017

(5) Contact Point for Notice

Information Policy Division,

Fukuoka Prefectural Office,

7-7,Higashikoen,Hakata-ku,

Fukuoka City,812-8577,

Japan

TEL 092-643-3194

FAX 092-643-3121

正 誤

発 行 年月日	公 報 番 号	種 類	同 上 番 号	ペー ジ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
29・4・11	3883	公告		7	○		下から1		平成 [○] 29年	平成 [●] 28年